平成17年度 制度・国際特別委員会活動報告 ~米国特許制度改革の動きに関する調査・研究~

平成17年度常任委員(制度・国際担当) 深草 祐一

1. 委員会の設置

近年、米国において特許制度の改革機運が高まっていましたが、ついに下院で法案が提出されたとの情報を得て、特技懇では特別の制度・国際委員会を立ち上げました。

今回の特許制度改革は、改正法案に待望の先願主義移行も含まれるなど、世界的な特許制度調和への影響も大きい歴史的な大改革となりそうですっ。そのため我が国での関心も高く、概要は各方面から伝わってきますが、なかなか具体的な詳細までは知り得ないのが実情です。しかし、勉強会を組織して調査作業を分担することにより、個々人では難しい踏み込んだ情報収集と内容検討を行うことができます。6月に行った公募に対して、「もっと詳しい状況が知りたい」、「この機会に米国特許制度を勉強したい」という10名のメンバーが集まりました。

2. 活動内容

まず、7月から9月にかけて、各メンバーが興味のあるトピックを選び、それぞれについて基本的な事項を調査して発表しました。つづいて10月から2月までは、最も野心的な改正案が示されていた頃(9月上旬以前)の上院および下院の公聴会資料を分担して粗く翻訳し、様々な立場の証人による生の証言を比較・検討しました。

以下は、後半に検討した内容の一端です。本稿では、 全体的な賛否の傾向等は他に譲ることとし、興味深い 証言のみをピックアップしてご紹介します。 (は改正案に賛成・理解。 は反対・懸念。発言 の内容はかなりまとめられています。)

現状の問題と特許リフォームの必要性等について

「今後、State Street Bank判決(ビジネス方法特許 が確立した判決)以降の、金融サービスに関する出 願の審査結果の波が押し寄せ、金融業界の訴訟リス クは増加する。」

6 / 14上院 Jonathan Band, VISA U.S.A;金融サービス円卓会議

「このような多くの権利により製品が成り立っているにもかかわらず、特許権者はちっぽけな特許権に基づいて莫大な収入を得ようとしている。」

4 / 25上院 David Simon, Intel首席特許顧問;ビ ジネスソフトウェア協会

「現在の特許制度はバイオ・製薬業界にとって非常 に良く、制度改正は改善より改悪の可能性がむしろ 高いのではないか。」

4/25上院 Robert A. Armitage, AIPLA

「アメリカの特許権者の45%は小企業、大学、個人であり、小さな改正であっても大きな打撃を受ける。」

4/28下院 Nathan P. Myhrvold, 知財ベンチャー

先願主義への移行と先行技術の定義について

「1983~2004年の間に個人発明家と大企業との間で 行なわれたインターフェアランス手続の結果、139 件が個人発明家に有利に働いている一方167件が不

¹⁾特技懇No.238「米国特許法改正の動向について」参照。

利に働いており、先発明主義によって個人発明家は 利益を得ていない。」

7/26上院 Gerald J. Mossinghoff, 元USPTO長官 「米国が技術的なリーダーである一つの理由は、米 国が先発明主義を採用しているからであると信じて おり、大学と個人発明家の利益のために、そして米 国の技術的優位を保つために、先発明主義が維持さ れることを望む。」

6/9下院 Carl Gulbrandsen, Wisconsin Alumni 研究基金

「改正法案は、現在の先行技術の領域がシフトする ことにより、既に米国内で公用され、商業化されて いる主題が第三者によって特許になり得るリスクを 備えている。」

4/20下院 Richard J. Lutton Jr., Apple首席特許顧 問: ビジネスソフトウェア協会

「先行技術に、(ある外国の特許制度のような)あ らゆる秘密でない発明の開示によって構成される概 念を取り入れるべきではない。単なる 'meaningful access '以上の何らかの要件を課すことが適切であ る。」

4/25上院 Robert A. Armitage, AIPLA

グレースピリオドについて

「他国がアメリカのグレースピリオドを採用するこ とを提案する。これらの目標は、もし多数国参加の 交渉が進展しなかった場合、三国間、二国間でも遂 行すべきである。」

4/25上院 Richard C. Levin, Yale大学学長

「広いグレースピリオドは、特許出願のプロセスか らオープンで自由な学術的論議を分離するという有 益な効果がある。そして、研究者は、自由に、機を 逃すことなく、公開の有無と無関係に、知識を深め るために広範に研究の進行・公開を行い、特許出願 をすることができる。」

7/26上院 Charles Phelps, Rochester大学事務 局長

「いかなる制度改正を行うとしても、グレースピリ オドについては維持することを強く主張する。」

7/26上院 Todd Dickinson, 元USPTO長官

付与後異議の導入について

「異議の申立期間が9ヶ月しかないのは短すぎるの で、これを2年間とし、さらに'第2の窓'を設ける べきである。」

4/20下院 Richard J. Lutton Jr., Apple首席特許顧 問: ビジネスソフトウェア協会

「パテントトロールは、特許付与後数年待ち伏せし て現れる。どの特許権が重要かを認識した時に異議 申立できないような制度は無意味である。」

6/14上院 Mark A. Lemley, Stanford Law School 教授

「無制限に異議申立のリスクに晒されることは、ス タートアップ企業がベンチャーキャピタルから資金 調達する際の足枷となる

6/14上院 J. Jefferey Hawley, Kodak; IPO

「申立期間に制限のない付与後異議制度を持つ欧州 や日本の例を見れば、必ずしも'第2の窓'は万能 でない。」「51万件のワークロードを抱えている USPTOが、さらに付与後異議を抱えると、かえっ て審査の質が悪化する。」

7/26上院 David Beier. **バイオ企業上級副社長** 「'第2の窓'なしで異議制度を当面走らせ、改めて **(第2の窓)の是非について議論するとか、再審査制** 度の改善を優先する手もある。」

7/26上院 Todd Dickinson. 元USPTO長官

差止命令の制限について

「数千の特許からなる製品全体が、一部の特許への 脅迫(差止請求)で生産停止する恐れがある。」

4/20下院 Richard J. Lutton Jr., Apple首席特許顧 問:ビジネスソフトウェア協会

「権利化後、1~3年以内に米国内で実施されたなら、 差止による救済を認めてよい。」

4/28下院 Darin E. Bartholomew. 金融関連大企 業シニア特許弁護士: 金融サービス円卓会議

「現在、特許権者は、正当でない推定(回復不能な

損害の推定)を享受している。」

7 / 26上院 Christine J. Siwik, ジェネリック医薬 会社代理人

「差止の制限は強制実施権の導入に近い。」

4/25上院 Dean Kamen, ベンチャー企業社長 「特許法は発明を守るもので、発明品を守るもので はない。製品化された発明は他の法制度でも守られ る。対して製品化されない発明にとって、排他権な くして特許権に価値は無い。」

4/28下院 Nathan P. Myhrvold, 知財ベンチャー

故意侵害について

「現行法は特許権者に著しく有利であり、37セントの切手代を使うだけで警告をすることができ、権利を濫用し易く、三倍賠償の恐れから、巨額のライセンス料の支払いを強制されるものである。」

6/14上院 Jonathan Band, VISA U.S.A;金融サービス円卓会議

「限られた場合のみ三倍賠償が適用されるべきである。いくつかの会社は、現在の三倍賠償規定の解釈下では、三倍賠償の対象となる恐怖のあまり社員に競合他社の特許文献を読ませることすら躊躇していると証言している。」

4/20下院 J. Jefferey Hawley, Kodak; IPO

信義誠実義務について

「不公正行為の法的基準は言語道断ともいえる行為 にのみ適用されるべきである。不公正行為はほとん ど全ての訴訟において申し立てられ、特許法におけ る'癌'となっている。」

7/26上院 David Beier, バイオ企業上級副社長 「出願人に加えて、異議申立人による不公正行為を 捜査し、制裁を課し、弁護士資格を剥奪する権限を USPTOに付与することに賛成する。」

6/9下院 Gary L. Griswold, 3M; AIPLA前会長「不公正行為の主張が困難になることは、訴訟での抗弁の濫用を防ぐ手段として適切かもしれないが、それは同時にパテントトロールなどの不遠慮な特許

権者によって行われる詐欺特許出願をまんまとやり おおせる可能性を高める。」

6 / 14上院 Mark A. Lemley, Stanford Law School 教授

「侵害を申し立てられた者は、もはや独立した防御 戦術として失効を取り上げることができないである う。そのような結果は、不正に取得した特許によっ て保護された薬に不必要に高価な金額を払わされる 消費者にとって悲惨なものである。」

7/26上院 Christine J. Siwik, ジェネリック医薬 会社代理人

継続出願の制限について

「なんら基礎技術の進歩に貢献しない継続出願は除去されるべきである。継続出願によって最終拒絶が無効にされるので、審査官は無限の仕事量に苛まれることになる。」

6/9下院 David B. Ravicher, 公共特許基金

「継続出願を悪用することにより、産業界や市場を モニタリングし、それを包含するようにクレームを 変更する特許権者が存在する。そこで、特許証発行 後に権利範囲を拡張する継続出願は改正するべき だ。」

4/20下院 Richard J. Lutton Jr., Apple首席特許顧問;ビジネスソフトウェア協会

「33万5千件の年間出願のうち、10万件が継続出願 である。」

4/25上院 Robert A. Armitage, AIPLA

「改正案は、継続出願に新しい条件を加え、発明家 にとっての重要な権利を奪うものである。」

4/28下院 Nathan P. Myhrvold, 知財ベンチャー 「継続出願は大学にとって重要だ。」

7/26上院 Charles Phelps, Rochester大学事務 局長

その他

「USPTOは、質の高い審査に必要とされる雇用、 トレーニング、熟練した審査官の確保のために必要 な、充分な資金がないことは誰もが認めることであ る。特許料の他への流用(ダイバージョン)をやめ ることは、USPTO に確実で適当な資金調達をする 最初のステップである。」(USPTOの予算について)

7/26上院 David Beier, **バイオ企業上級副社長** 「ビジネス方法の特許権者は、先使用の行使を迂回 する為に、ビジネス方法を装置やシステムとして特 徴づけるかもしれない。提案されている改正法のよ うに、先使用防御は、特許によってカバーされてい るすべての方法、製品、サービスにも等しく適用す るように変更されるべきである。」(先使用権の拡大 について)

6/14上院 Jonathan Band, VISA U.S.A.; 金融サー ビス円卓会議

「損害が特許以外の部分も含めた製品の全価値によ って算出されるため、過大に算出される傾向にある。 損害賠償額が発明の本質的な部分に基づいて算出さ れるように特許法は改正されるべきである。」(損害 賠償額の算定について)

4/25上院 Joel Poppen, Micron Technologies次 席法務顧問

「構成部品の特許の場合に、裁判所が過度の裁定額 を出しているのは事実であるが、裁判官は十分な自 由裁量を有しており、特許技術の相対的価値を評価 して損害賠償金を決定できるので、現行法の改正は 必要でない。」(損害賠償額の算定について)

7/26上院 Charles Phelps, Rochester大学事務 局長

3. まとめ

6月の法案提出以前のたたき台はかなり意欲的な内 容でしたが、提出法案では少しトーンダウンし、7月 に示された委員長修正提案では差し止めの制限や付与 後異議の第2の窓が削除される等、妥協が図られてい きました。そうした事態の背景には、以上のような、 立場の異なる様々な有識者からの、それぞれに説得力 のある証言がありました。

下院知的財産小委員会での検討は、対立する業界間 の調整が難航したまま休止期間に入り、3月の本特別 委員会活動終了時点では、どのような法改正が成立す るのか予断を許さない状況です。しかし、改革の機運 はいまだ衰えておらず、今後も活発な議論が行われて いくものと思われます。本委員会の活動を通じて、米 国の特許制度が抱える問題点と利害関係者の立場の相 違を理解することができました。それらをふまえて今 後の動向に注目したいと思います。

また、本委員会の活動中、元ジェトロNYセンター の北岡浩氏、および現ジェトロNYセンターの澤井智 毅氏から米国の状況を説明していただく機会を得まし た。この場を借りてあらためて御礼申し上げます。

制度・国際特別委員会メンバー

里村 利光(応用光学)

辰巳 雅夫(高分子)

山本 吾一(環境化学)

東松 修太郎(応用光学)

上田 真誠(動力機械)

山本 晋也(プラスチック工学)

白形 由美子(材料分析)

水落 登希子(生命工学)

中島 玲奈(高分子)

中西 聪(有機化学)